

大鰐町の給与・定員管理等について

(令和4年度)

1 総括

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

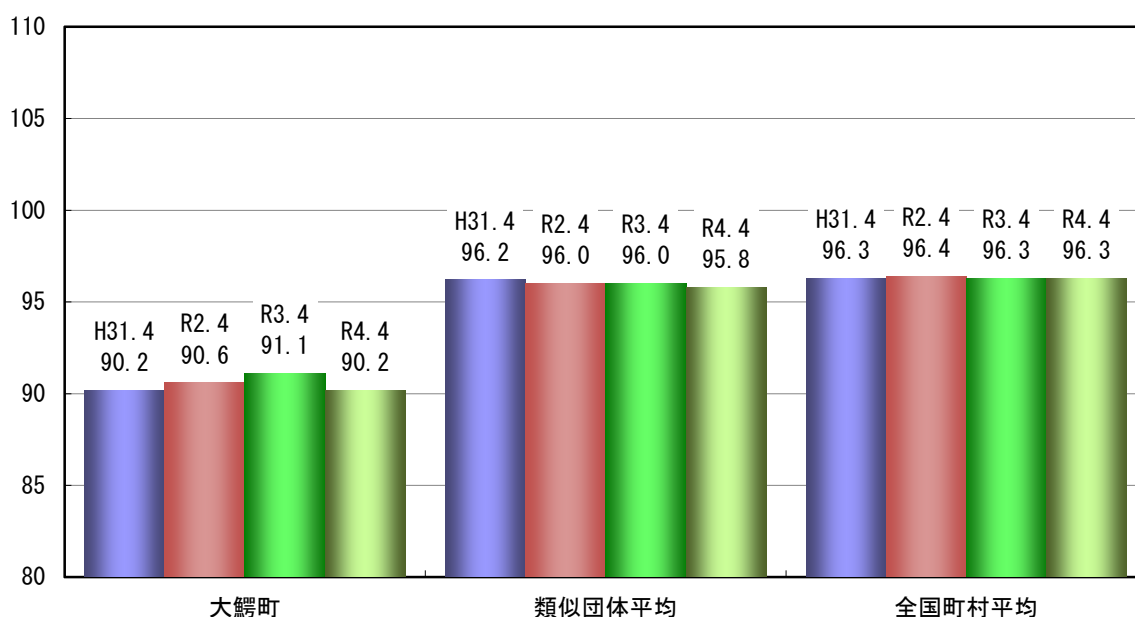
区分	住民基本台帳人口 (R4.1.1)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(備考) 令和2年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
令和3年度	8,688	6,295,466	338,631	676,000	10.7	10.5

(2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

区分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 (B/A)	(参考)類似団体平均 一人当たりの給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和3年度	82	271,700	40,198	89,690	401,588	4,897	5,543

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和3年4月1日現在の人数である。
 また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 ※ 令和4年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与改定の状況

大鰐町では人事委員会を設置していないため省略

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

① 給料表の見直し

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引き下げ、若年層については、1級(全号給)及び2級の初任給に係る号給は引き下げなし。

高齢層については、国県同様最大4%程度引下げ。

激変緩和のため、4年間(平成31年3月31日まで)の経過措置(現給補償)を実施している。その他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施している。

② その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様の見直しを実施している。(平成29年4月1日実施)

(6) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和4年4月1日現在)

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
大鰐町	36.3歳	261,555円	293,435円	279,380円
青森県	42.6歳	310,000円	386,343円	338,694円
国	42.7歳	323,711円	—	405,049円
類似団体	41.1歳	298,110円	344,602円	327,858円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和4年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和4年4月1日現在)

区分	大鰐町	青森県	国
一般行政職 大学卒	182,200円	182,200円	182,200円
一般行政職 高校卒	150,600円	150,600円	150,600円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和4年4月1日現在)

区分	経験年数10～15年	経験年数20～25年	経験年数25～30年	経験年数30～35年
一般行政職 大学卒	244,143円	341,620円	※	※
一般行政職 高校卒	233,500円	※	※	※

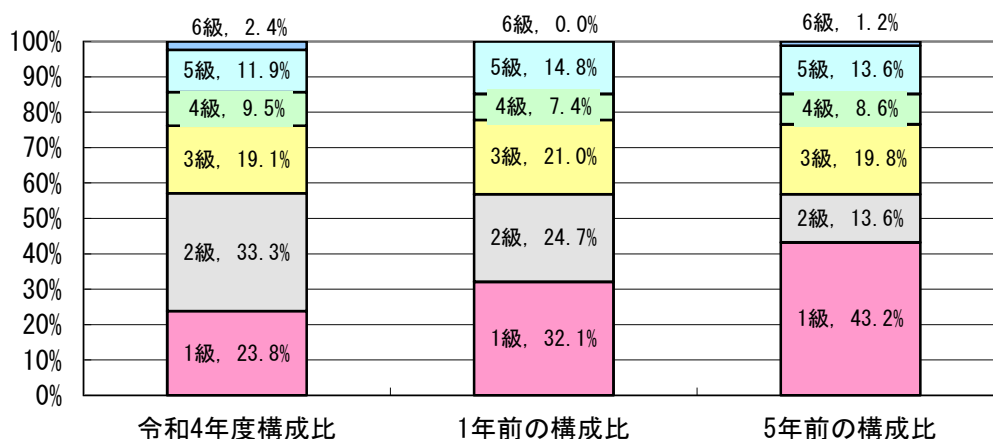
(注) 「※」印は、対象者が3名以下のため公表しない。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

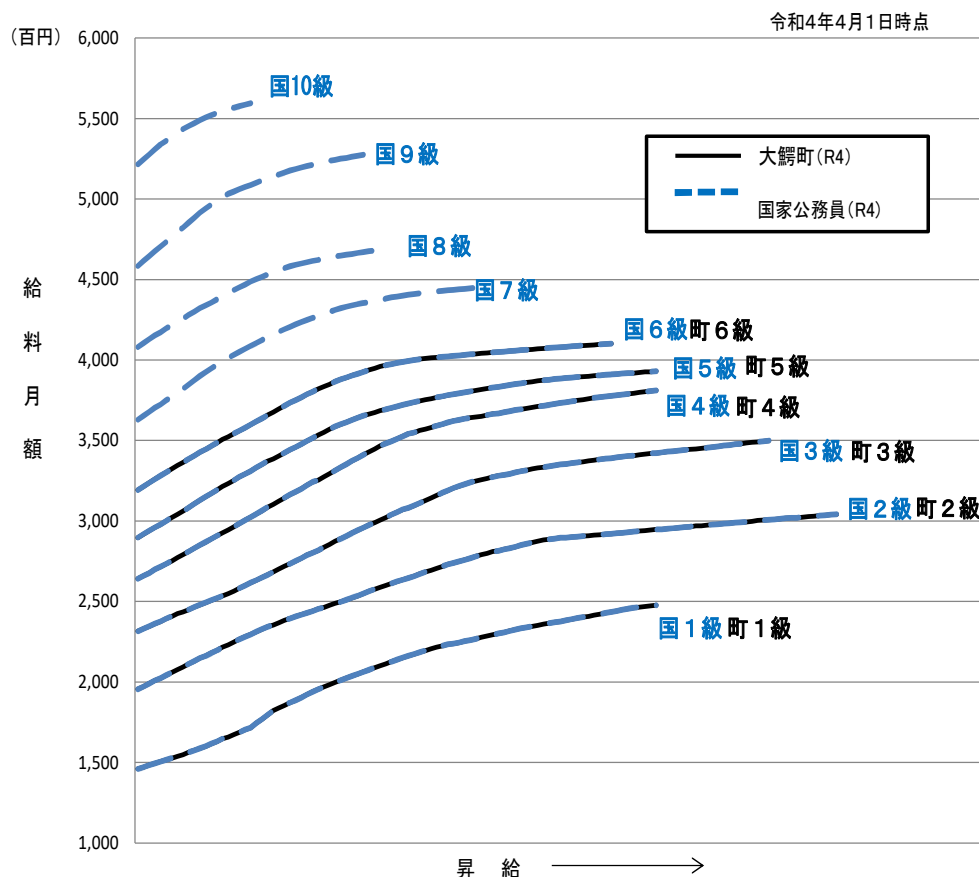
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和4年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高給の給料月額
1級	主事	20人	23.8%	150,100円	247,600円
2級	主査	28人	33.3%	198,500円	304,200円
3級	主幹、係長、主任主査	16人	19.1%	234,400円	350,000円
4級	課長補佐の業務	8人	9.5%	266,000円	381,000円
5級	課長	10人	11.9%	290,700円	393,000円
6級	参事	2人	2.4%	319,200円	410,200円

(注) 1 大鰐町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給与表カーブ比較表（行政職（一））（令和4年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の反映状況（大鰐町）

令和4年4月2日から令和5年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を実施している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）		○		○
ロ 人事評価を実施していない				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

大 鰐 町	青 森 県	国
1人当たり平均支給額(令和3年度) 1,097千円	1人当たり平均支給額(令和3年度) 1,572千円	—
(令和3年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 1.80 月分 (1.35) (0.85) 月分	(令和3年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 1.80 月分 (1.35) (0.85) 月分	(令和3年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45) 月分 (0.90) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（大鰐町）

令和4年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）		○		○
ロ 人事評価を活用していない				

(2) 退職手当（令和4年4月1日現在）

大 鰐 町	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年	(支給率) 自己都合 応募認定・定年
勤続20年 19.6695月分 24.586875月分	勤続20年 19.6695月分 24.586875月分
勤続25年 28.0395月分 33.27075 月分	勤続25年 28.0395月分 33.27075 月分
勤続35年 39.7575月分 47.709 月分	勤続35年 39.7575月分 47.709 月分
最高限度 47.709 月分 47.709 月分	最高限度 47.709 月分 47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率 2%～45%)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率 2%～45%)
(退職時特別昇給 制度なし)	
1人当たり平均支給額 17,303千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和4年4月1日現在）

大鰐町では地域手当の制度を導入していない。

(4) 特殊勤務手当（令和4年4月1日現在）

支給実績（令和3年度決算）		—		
支給職員1人当たりの平均支給年額（令和3年度決算）		—		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和3年度）		—		
手当の種類（手当数）		1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(令和3年度決算)	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業手当	右の業務に従事した職員	感染症が発生し、又は発生の恐れがある場合の感染者等の救護又は感染症の病原体の付着し、若しくは付着の危険がある物件の処理作業に従事したとき	支給実績なし	1日500円
		新型コロナウイルス感染症から人の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事したとき	支給実績なし	1日3,000円
		新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業等に従事したとき	支給実績なし	1日4,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和3年度決算）	19,361 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	225 千円
支給実績（令和2年度決算）	18,746 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	218 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和4年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和3年度決算)										
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 配偶者 : 6,500 円 子 : 10,000 円 父母、孫及び姉弟等 : 6,500 円 満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの子に加算となる額 : 5,000 円 1人につき	同	—	6,188 千円	74,548 円										
	住居手当					自ら居住するための住宅を借り受け一定額(12,000円)を超える家賃を支払っている職員に支給 借家・借間 (支給限度額) : 27,000 円	同	—	3,084 千円	37,149 円					
通勤手当	通勤のため自動車や電車などを利用している職員に支給 交通機関利用者 (支給限度額) : 55,000 円 自動車等利用者 片道2km以上 5km未満 : 2,000 円 片道5km以上 10km未満 : 4,200 円 片道10km以上 15km未満 : 7,100 円 片道15km以上 20km未満 : 10,000 円 片道20km以上 25km未満 : 12,900 円 片道25km以上 30km未満 : 15,800 円 片道30km以上 35km未満 : 18,700 円 片道35km以上 40km未満 : 21,600 円 片道40km以上 45km未満 : 24,400 円 片道45km以上 50km未満 : 26,200 円 片道50km以上 55km未満 : 28,000 円 片道55km以上 60km未満 : 29,800 円 片道60km以上 : 31,600 円	同	—	4,406 千円	44,965 円										
	管理職手当					管理又は監督の地位にある職員について、その職務の特殊性に基づき支給 総務課長 : 25,000 円 課長級 (総務課長以外) : 20,000 円 副参事 : 15,000 円 施設の長 : 11,000 円	/	/	2,820 千円	235,000 円					
						管理職員特別勤務手当					管理職手当の支給を受ける職員が、臨時又は緊急の必要、その他公務の必要により ・休日等に勤務した場合に支給 課長級 (上限額) : 4,300 円 ・災害対処等で平日深夜に勤務した場合に支給 課長級 (上限額) : 2,200 円	/	/	38 千円	3,192 円
											寒冷地手当				

5 特別職の報酬等の状況（令和4年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	町長	408,000 円 (680,000 円)	(参考)類似団体における最高/最低額 860,000 円 / 408,000 円
	副町長	544,000 円 (544,000 円)	700,000 円 / 456,000 円
報 酬	議長	230,000 円 (230,000 円)	400,000 円 / 230,000 円
	副議長	206,000 円 (206,000 円)	314,000 円 / 182,000 円
	議員	200,000 円 (200,000 円)	290,000 円 / 165,000 円
期 末 手 当	町長	(令和3年度支給割合)	
	副町長	3.15月分 (役職加算20%)	
退 職 手 当	議長	(令和3年度支給割合)	
	副議長	3.15月分 (役職加算20%)	
退 職 手 当	町長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	副町長	408,000円×在職月数×45.5/100 544,000円×在職月数×26.5/100	8,910,720 円 任期ごと 6,919,680 円 任期ごと

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

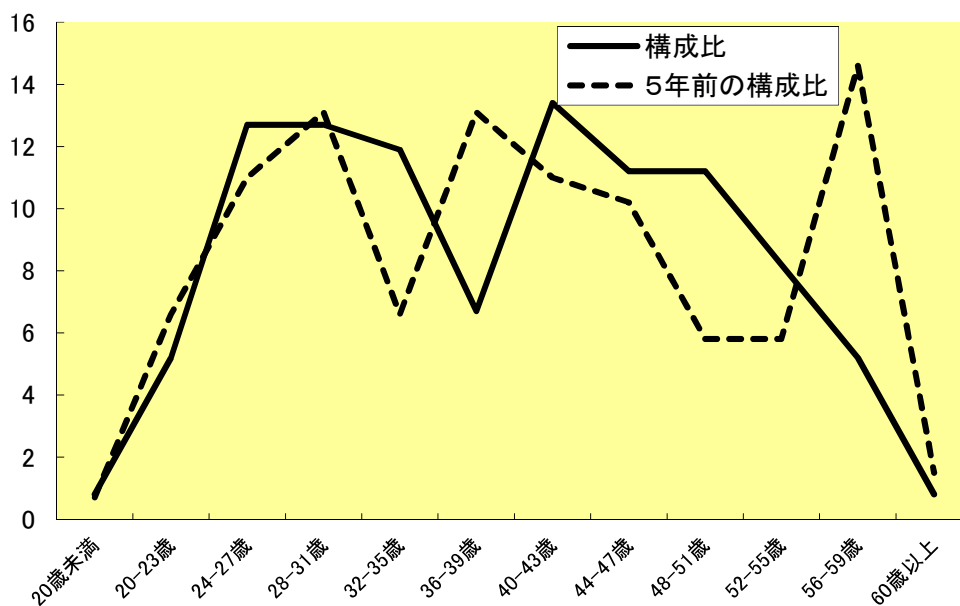
6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

部門	区分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		令和3年度	令和4年度			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	3	3		
		総 務	27	30	3	人事異動による増員
		税 務	9	9		
		民 生	8	8		
		衛 生	7	7		
		農林水産	7	7		
		商 工	3	3		
		土 木	5	6	1	人事異動による増員
		計	69	73	4	<参考> 人口1万人当たりの職員数 84.02人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 138.85人)
	教育部門	8	9	1	人事異動による増員	
小計	77	82	5	<参考> 人口1万人当たりの職員数 94.38人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 166.13人)		
公 営 企 業 等 会 計 部 門	病院	40	39	△1	人事異動による減員	
	下水道	3	3			
	その他	11	10	△1	人事異動による減員	
	小計	54	52	△2		
合 計		131 [262]	134 [262]	3	<参考> 人口1万人当たりの職員数 154.24人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和4年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	56歳 以上	計
職員数	1人	7人	17人	17人	16人	9人	18人	15人	15人	11人	7人	1人	134人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門	年度	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		68	66	67	68	69	73	5 (7.4)
教育		10	8	7	8	8	9	△1 (△10.0)
普通会計計		78	74	74	76	77	82	4 (5.1)
公営企業等会計計		59	59	58	55	54	52	△7 (△11.9)
総合計		137	133	132	131	131	134	△3 (△2.2)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。